

令和4年度

P T A 総 会 資 料



日時	令和4年4月28日(木)
	15:30～16:30
場所	酒井根中学校体育館

柏市立酒井根中学校

総 会 次 第

- 1 . 資 格 確 認
- 2 . 開 会 の こ と ば
- 3 . 会 長 挨 拶 、 旧 役 員 ・ 運 営 委 員 紹 介
- 4 . 学 校 長 挨 拶 、 職 員 紹 介
- 5 . 議 長 選 出
- 6 . 書 記 任 命
- 7 . 議 事
 - (1) 令 和 3 年 度 活 動 報 告
 - (2) 令 和 3 年 度 決 算 報 告
 - (3) 令 和 3 年 度 会 計 監 査 報 告
 - (4) 令 和 4 年 度 役 員 選 出 並 び に 承 認
 - (5) 令 和 4 年 度 活 動 計 画 案
 - (6) 令 和 4 年 度 予 算 案
 - (7) 会 則 改 定 案
 - (8) 議 長 解 任
- 8 . 新 役 員 ・ 運 営 委 員 紹 介 並 び に 挨 拶
- 9 . 閉 会 の こ と ば

本 部 年 間 活 動 報 告

月	日	活 動 報 告
4	27	P T A総会・本部役員顔合わせ・引継ぎ
5	8	第 1 回運営委員会・役員会
6	12	県 P T A総会・広報紙表彰式出席
7	2	第 2 回運営委員会・役員会
	18	柏市小・中 P T A会長・副会長研修会
9	4	酒井根西小 P T A交流会（Zoom）
	10	第 3 回運営委員会・役員会（Google Meet）
	11	校内美化活動（中止）
10	12	中間会計監査
11	5	第 4 回運営委員会・役員会
1	14	第 5 回運営委員会・役員会
	21	新入生保護者説明会（出席なし）
3	4	第 6 回運営委員会・役員会（Google Meet）
	11	卒業式（出席なし）
	24	辞校式（出席なし）
	30	年度末会計監査・給食監査
4	4	総会資料綴じ込み
	8	入学式（出席なし）
	21	新年度新役員打ち合わせ参加（予定）

推 薦 委 員 会 活 動 報 告

月	日	活動報告	活動内容
9	10	第 1 回推薦委員会	推薦委員会発足・委員長・副委員長決め（Google Meet）
10	4	手紙 LINE 配信	推薦委員会発足のお知らせ 推薦状お願いの手紙・配信
11	5	第 2 回推薦委員会	役員候補者の選出・検討
3	4	第 3 回推薦委員会	役員候補者の決定

1 学 年 委 員 会 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-----------	--

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	22	学年委員会	学年委員長・副委員長選出、顔合わせ 引継ぎ
	27	PTA 総会出席	
5	14	学年委員会	学年の先生方との顔合わせ
	15	学年委員会	PTA 活動協力員アンケート集計作業
7	13～16	学年委員会	校内美化協力員手紙作成・配布
	15	学年委員会	1 年生先生方と校外学習打ち合わせ
9	17	学年委員会	校外学習（林間学校）プラン検討会
12	20	学年委員会	1 年生先生方と修学旅行プラン検討会

2 学 年 委 員 会 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-----------	--

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	22	学年委員会	学年委員長・副委員長選出、顔合わせ 引継ぎ
	27	PTA 総会出席	
5	26	学年委員会	学年の先生方との顔合わせ
7	6	学年委員会	校内美化ボランティア募集手紙作成・配信
	13～16	学年委員会	校内美化協力員手紙作成・配信
9	15	学年委員会	林間学校代替行事打ち合わせ

3 学 年 委 員 会 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-----------	--

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	22	学年委員会	学年委員長・副委員長選出・顔合わせ 引継ぎ
	27	PTA 総会出席	
5	17	学年委員会	学年の先生方と顔合わせ・PTA 協力員名簿作成
	27	学年委員会	修学旅行の打ち合わせ
7	6	学年委員会	美化ボランティア募集手紙作成
	16	学年委員会	校内美化協力委員手紙作成・配信
8	25	学年委員会	修学旅行代替行事意見交換
10	25	学年委員会	制服リユース回収の手紙作成・配信
	27	学年委員会	制服リユース回収ボックス設置
12	20	学年委員会	制服リユース受付、片付け
3	3	学年委員会	卒業式について打ち合わせ
	9	学年委員会	卒対監査（委員長のみ参加）
	11	学年委員会	卒業式手伝い

広 報 部 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	広報紙を通して、おもに生徒達や PTA の活動を紹介する。
-----------	-------------------------------

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	22	打ち合わせ(全体)	新役員打ち合わせ、部長・副部長決め
	24	打ち合わせ(全体)	引継ぎ
	27	P T A総会	P T A総会出席
	29	編集打ち合わせ (3 年生)	「境嶺」第 1 3 3 号原稿作成開始
6	2	初稿入稿 (3 年生)	「境嶺」第 1 3 3 号
	9	初稿確認 (3 年生)	「境嶺」第 1 3 3 号
	12	表彰式	県 P T A総会・表彰式出席
	23	編集打ち合わせ (2 年生)	「境嶺」第 1 3 4 号原稿作成開始
7	15	配布準備 (3 年生)	「境嶺」第 1 3 3 号
	16	「境嶺」第 1 3 3 号発行	
10	14	体育的行事取材 (3 年生)	「境嶺」第 1 3 4 号
11	4	初稿入稿 (2 年生)	「境嶺」第 1 3 4 号
	11	初稿確認 (2 年生)	「境嶺」第 1 3 4 号
	25	編集打ち合わせ (1 年生)	「境嶺」第 1 3 5 号原稿作成開始
12	20	配布準備 (2 年生)	「境嶺」第 1 3 4 号
	21	「境嶺」第 1 3 4 号発行	
1	6	初稿入稿 (1 年生)	「境嶺」第 1 3 5 号
	14	初稿確認 (1 年生)	「境嶺」第 1 3 5 号
3	8	配布準備 (1 年生)	「境嶺」第 1 3 5 号
	10	「境嶺」第 1 3 5 号発行	

厚 生 体 育 部 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	スポーツを通してP T A会員の交流を図る。 花造りを通して校内美化に努める。
-----------	--

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	22	新役員打ち合わせ	部長・副部長決め・引き継ぎ
	27	P T A総会	P T A総会出席
5	8	手紙配布	「P T Aバレーボール大会中止について」
	18	話し合い	今後の活動について（部長・副部長） 備品確認、教頭先生と打ち合わせ
	20	打ち合わせ	つくし特別支援学校に花苗納品連絡
6	3	手紙作成	夏休みの水やりについて
	9	手紙印刷・配布	夏休みの水やりについて
7	9	部会	夏休みの水やりについて
	19	学校 LINE・ スクールメール配信	夏休み水やり当番についてのお知らせ
7/21～8/31		夏休み水やり・除草	花壇・プランターに水やり、除草
8	3	打ち合わせ	岡田造園と打ち合わせ
9	24	打ち合わせ	岡田造園と打ち合わせ
10	5	花壇整備	花壇の除草
	6	花壇整備	花壇の除草
	11		つくし特別支援学校にプランター引き渡し
	29	花壇整備	花壇植え替え準備
	30	花壇整備	花壇植え替え作業
12	2		つくし特別支援学校からプランター受け取り
	6	打ち合わせ	岡田造園と打ち合わせ
	16	花壇整備	花壇整備
2	19	花壇整備	花壇植え替え作業

校外生活部年間活動報告

活動の重点	校外パトロールや「こども 110」活動の推進を通して、子どもたちや地域環境の安全に努める。 学校行事のパトロールをし、その円滑な運営に協力する。
-------	---

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	22	新役員打ち合わせ	部長・副部長決め、引継ぎ
	27	P T A総会	P T A総会出席
6	7	第 1 回部会	引継ぎ
	16	第 2 回部会	支部別校外パトロール表作成 封筒宛名書き、パトロール備品の点検
	17	手紙配布	支部別校外パトロール表配布
7/21～8/31		パトロール	夏休みパトロール実施
11	4	第 3 回部会	「こども 110」協力店舗各支部担当確認 「こども 110」ステッカー配布継続のお願い
		柏市教育委員会	「こども 110」ステッカー協力店の名簿・報告書を メールにて提出
11 月中			「こども 110」協力店舗各支部、挨拶
2	2	手紙配布	新役員立候補のお願いの手紙作成、配布
	10	第 4 回部会	「新年度役員立候補のお願い」手紙回収 立候補者への意思確認
3	8	第 5 回部会	新年度役員選出決定

少 年 補 導 委 員 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	・ 青少年の非行防止 ・ 有害環境の浄化等を目的としたパトロール ・ 柏駅周辺街頭補導（2 ヶ月に 1 回） ・ 地区パトロール（月に 1 ～2 回）
-----------	--

月	日	活動報告
4	23	地区パトロール
5	14	地区パトロール
	22	第 1 回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
6	12	少年補導委員研修会
	18	地区パトロール
7	3	第 2 回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	20	夏季休業中特別補導
8 月、9 月		新型コロナウイルス感染拡大、および緊急事態宣言により活動中止（第 3 回補連協運営委員会は書面開催）
10	15	地区パトロール
11	6	第 4 回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	12	地区パトロール
12	27	年末年始地区特別補導
1	8	第 5 回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	14	学警連小・中・高等学校情報交換会（地区長）
2 月		地区パトロール
3	5	第 6 回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	11	酒井根中学校 卒業式 特別補導
	23	年度末市内一斉補導

上記以外に年間を通して、各補導委員毎月 1 回柏駅周辺街頭補導

青少年健全育成推進協議会年間活動報告

月	日	活動報告	活動内容
5	15	第1回役員会出席	
6	12	第2回役員会出席	
7	10	第3回役員会出席	
9	11	第4回役員会出席	
10	9	第5回役員会出席	
11	6	第6回役員会出席	
1	8	第7回役員会出席	
2	12	第8回役員会（中止）	
3	5	第9回役員会出席	
	31	酒井根中学校吹奏楽部スプリングコンサート	柏市文化会館にて
4	16	第10回役員会出席（予定）	

令和3年度 酒井根中学校PTA会費決算報告書

1.収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	実収入金額	備 考
保護者会費	2,679,600	2,596,300	350円×世帯数×12か月
教員会費	168,000	155,400	350円×教員数(36人)×12か月
繰越金	612,871	612,871	
生徒活動奨励費積立金より	0	0	
雑収入	0		
合 計	3,460,471	3,364,571	

2.支出の部

(単位:円)

	No	項 目	予算額	支出額	残 高	摘 要
運 営 費	1	消 耗 品 費	70,000	31,770	38,230	事務用品、備品等
	2	出張交通費	30,000	2,588	27,412	研修会等の参加交通費
	3	慶 弔 費	80,000	42,000	38,000	見舞い、慶弔、餞別等
	4	渉 外 費	80,000	1,500	78,500	対外行事参加費
	5	負 担 金	100,000	74,256	25,744	市P連負担金
	6	傷 害 保 険 料	90,000	56,041	33,959	団体傷害保険料
	7	周 年 事 業 費	100,000	100,000	0	創立・周年事業の積立
	8	事 務 運 営 費	100,000	100,000	0	印刷紙・トナー・印刷機保守点検
		小 計	650,000	408,155	241,845	
活 動 費	9	研 修 費	10,000	0	10,000	対外行事研修会参加費等
	10	学 年 委 員 会 費	15,000	0	15,000	学年活動費
	11	広 報 部 費	400,000	314,588	85,412	広報誌発行等の活動費
	13	厚 生 体 育 部 費	160,000	72,492	87,508	スポーツ大会等の活動費、種 苗・花壇整備等の美化活動
	14	校 外 生 活 部 費	10,000	0	10,000	校外補導等の活動費
		小 計	595,000	387,080	207,920	
協 力 費	15	生徒活動奨励費	1,770,000	1,770,000	0	部活動の各種大会参加費等の補助
	16	行 事 協 力 費	142,000	42,000	100,000	学校行事補助、駅伝補助
	17	卒 業 生 贈 答 品 費	100,000	87,500	12,500	卒業生記念品、通信費
		小 計	2,012,000	1,899,500	112,500	
	18	予 備 費	203,471	120	203,351	
		合 計	3,460,471	2,694,855	765,616	

実収入額3,364,571円-支出額2,694,855円=残高669,716円。

よって、本年度の残高669,716円を次年度に繰越いたします。

令和 3 年度 積立金残高報告

周年事業積立金

運営費項目の「周年事業費」は前年度残高 2,208,275 円に当年予算額の 100,000 円を加え、令和 4 年 3 月 30 日現在 2,308,275 円です。

生徒活動積立金

協力費項目の「生徒活動奨励費」は当該内規第 6 条により残高を積み立てることになっています。規約により本年度予算 1,770,000 円のうち 1,383,391 円を支出しましたので、前年度残高 2,683,104 円に今年度残高 386,609 円を積み立てました。

令和 4 年 3 月 30 日現在 3,069,713 円です。

会 計 監 査 報 告

令和 3 年度 10 月の中間会計監査並びに 3 月の年度末会計監査の結果、収入収支ともに適正であり、諸帳簿・領収書等も整理されており、厳正かつ適正に処理されていることを報告いたします。

令和 4 年 3 月 30 日

令和 3 年度会計監査

中島美奈子



宮川 名奈



令和 4 年度 P T A 役員候補者名簿

推薦委員長 山中 真理子

役 職	氏 名
会 長	丸 山 高 志
副 会 長	佐 藤 明 子
副 会 長	中 出 幸 世
書 記	門 倉 晃 子
書 記	塩 野 里 美
書 記	教 務 主 任
会 計	谷 中 郁
会 計	津 田 由 美 子
会 計	教 頭
会 計 監 査	宮 川 名 奈
会 計 監 査	戸 辺 隆 子

令和4年度 酒井根中学校PTA会費予算書(案)

1.収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	摘 要
保 護 者 会 費	2,658,600	350円×世帯数×12ヵ月
教 員 会 費	168,000	350円×教員数40人×12ヵ月
前年度繰越金	669,716	
合 計	3,496,316	

2.支出の部

(単位:円)

	No	項 目	予 算 額	摘 要
運 営 費	1	消 耗 品 費	70,000	事務用品、備品等
	2	出 張 交 通 費	30,000	研修会等の参加交通費
	3	慶 弔 費	80,000	見舞い、慶弔、餞別等
	4	渉 外 費	80,000	対外行事参加費
	5	負 担 金	100,000	市P連負担金
	6	傷 害 保 険 料	90,000	団体傷害保険料
	7	周 年 事 業 費	100,000	創立・周年事業の積立
	8	事 務 運 営 費	100,000	印刷紙・トナー・印刷機保守点検
		小 計	650,000	
活 動 費	9	研 修 費	10,000	対外行事研修会参加費等
	10	学 年 委 員 会 費	15,000	学年活動費
	11	広 報 部 費	400,000	広報誌発行等の活動費
	13	厚 生 体 育 部 費	160,000	スポーツ大会等の活動費、種苗・花壇整備等の美化活動
	14	校 外 生 活 部 費	10,000	校外補導等の活動費
		小 計	595,000	
協 力 費	15	生 徒 活 動 奨 励 費	1,770,000	部活動の各種大会参加費等の補助 入学式卒業式動画配信
	16	行 事 協 力 費	142,000	学校行事補助、駅伝補助
	17	卒 業 生 贈 答 品 費	100,000	卒業生記念品、通信費
		小 計	2,012,000	
	18	予 備 費	239,316	
合 計			3,496,316	

令和４年度活動計画（案）

1. P T A活動の目的

P T A活動の目的は保護者と教師が協力して、次代を担う子どもたちの健全な成長を図っていくことにあります。現在の社会情勢を考えてみるとますますP T A活動の重要性を感じます。しかし、P T A役員の引き受け手がなかなか無いのが現状です。我が子の将来を思えばP T A活動はとても大切なことだと思います。今こそ保護者と教師が理解しあって連携を密にしていくことが大切だと思います。さらに学校の中だけに留まらず、地域の人々とも、それぞれの立場を活かして連携していく必要があると思います。

また周知のとおり、不登校やいじめが全国的な教育問題として大きく取り上げられています。自分さえよければという風潮が、いじめの原因にもなっているのも事実です。我々は子どもが人を思いやれる人間になれるような環境づくりに努力することが必要です。子どもは親の姿を見て育つと言います。親自身が日常生活に埋没することなく、地域社会や国家、世界のことにも目を向け、人間として為すべき事の出来る親でありたいと思います。

P T A活動に参加することにより子どもに関する情報が得られると同時に、親自身の自己成長の場となることを願っています。

2. 本年度の活動テーマと重点施策

（1）活動テーマ

大きく、豊かに、たくましい子どもの育成をめざし、
より積極的なP T A活動を進めよう。

（2）重点施策

- ◇ 学校・家庭・地域の役割分担を再認識し、「家庭」「地域」の教育力の向上を図り、教育上の今日的課題の解決のための態勢作りを推進していきます。
- ◇ 研修活動の充実を図っていきます。
- ◇ 地域団体・関連機関との連携を一層密にしていきます。

3. 各部会の活動目標

学年委員会	学級懇談会や学年委員会・学年合同委員会を通して、教員と保護者の相互理解と連携を深める。とくに3学年委員会では、子どもの進路にかかわる取り組みを進める。
広報部	広報紙「境嶺（さかいね）」を発行して、広報活動を進める。
厚生体育部	学校の教育環境を整備し、その美化に努める。 体育祭への参加・協力や各種のスポーツ大会への参加を通して、会員相互の親睦交流を図る。
校外生活部	校外指導（パトロール）の実施や四校会議を通して、地域の教育環境の保全に努める。また、学校行事における保護者の来校に関して、駐輪場の整備等を行う。

4. 地域関係機関との協力

柏市PTA連絡協議会（市P連）	柏市立幼小中学校PTA相互の連絡及び共通課題の研究を進め、相互提携して柏市立幼小中学校及びPTAの発展に寄与する。
酒井根地区PTA四校連絡協議会	酒井根地区小学校三校と夏・冬休み前に会合を持ち地域の問題点を話し合う。
酒井根地区 青少年健全育成 推進協議会 （青少協）	酒井根地区の町会・各PTA・学校・子供会・民生主任児童委員・補導委員・青少年相談員等のメンバーで連絡調整を行い、研修や音楽の集いを通して地域ぐるみの青少年健全育成運動を推進し、青少年の非行防止と健全なる育成を図る。
少年補導委員	青少年を取り巻く地域の実態を把握し、非行化防止・有害環境の浄化活動を図り、柏駅周辺の定例街頭補導・地区パトロール等を行う。
青少年相談員	青少年が人や自然との触れ合いを深め、感動を分けあえるような機会を提供できるよう創意工夫し、オーバーナイトハイク等の活動を通して子どもたちの健全なる育成を図る。

学 級 委 員（各学級）

役員名	選 出	内 容	備 考
学 年 委 員	1 名	学年委員会の運営 学級懇談会の進行等	学年委員長・副委員長を互選
広 報 部 員	1 名	広報部会の運営 広報『境嶺』発行等	広報部の部長・副部長を互選
厚生体育部員	1 名	厚生体育部会の運営 諸活動の企画運営・花造りや花壇の管理	厚生体育部の部長・副部長を互選
校外生活部員	支部単位	校区内のパトロール 「こども１１０」や危険箇所の確認	校外生活部の部長・副部長を互選

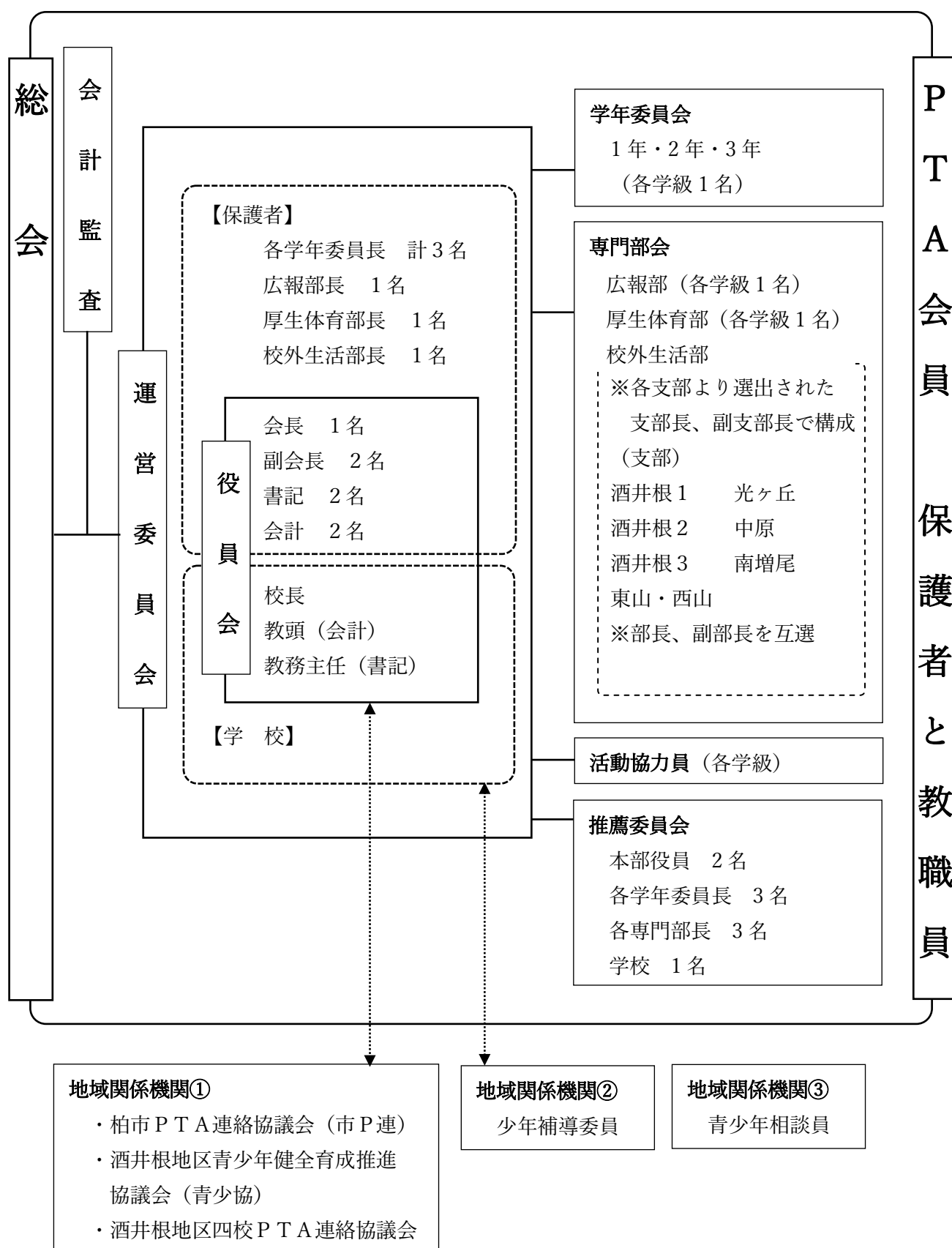
※ 必要に応じて、P T A行事への協力をお願いする場合があります。

活 動 協 力 員（各学級）

本校P T Aは『全員参加のP T A活動』をめざして、協力員体制をとっています。役員、委員以外の方についても１年間のP T A活動において、会員一人ひとりに協力員として何かしらの活動に参加・協力をお願いしています。

※ 協力員の仕事は、年度によって変更になる場合があります。

酒井根中学校 P T A 組織構成図（令和 4 年度）



会則改定案

議案 第7章 第25条 運営委員会開催回数変更について。

現行 「運営委員会は毎月 1 回以上開催し、専門部会は必要に応じて開く。」



改定 「運営委員会は年間 6 回以上開催し、専門部会は必要に応じて開く。」

理由 これまで、運営委員会は毎月 1 回以上開催してきたが、2 か月に 1 回以上開催で運営上問題がないため。

P T A 会 則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は酒井根中学校 PTA と称し、事務所を酒井根中学校内におく。

第2章 目 的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、酒井根中学校教育の振興をはかり、生徒の福祉を増進し、会員相互の理解と研修を進める。

第3章 活動及び主旨

第3条 本会はその目的達成のために家族と学校の緊密な連絡のもとに次のような活動をする。

1. 生徒の教育環境をととのえる。
2. 生徒の生活環境をととのえる。
3. 生徒の校外生活を指導する。
4. 会員相互の理解を深め、向上をはかる。
5. この地域の社会教育の振興を助ける。
6. その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は次の主旨に則り前条の活動をする。

1. 教育の本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
2. 特定の政党、宗教に偏らない。
3. 営利のみを目的とする行為はしない。
4. 学校の人事、管理に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織される。

1. 本校に在学する生徒の父母、またはこれに代わる者（以下保護者という）
2. 本校に勤務する教職員。

第6条 会員は会費を納めるものとする。但し、特定の事情がある会員に対しては会費を減免することができる。

第7条 会員は本会对し平等の権利を有し、義務を負う。

第5章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名
副会長 2名
書記 3名（うち1名は教職員）
会計 3名（うち1名は教職員）
会計監査 2名

第9条 役員の選出方法については細則で定める。役員の任期は1年とし、選出の際は総会の承認を得なければならない。但し、再任を妨げない。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は総会及び運営委員会の開催準備ならびに議事の記録、本会活動に関する重要な事項の記録、関係文書の作成・配布・保管にあたる。
4. 会計は総会が決定した予算に基づく一切の会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他本会の財産管理にあたる。
5. 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行い、予算運用の適否を総会に報告する。
6. 学校長は学校経営の立場から、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

第6章 会 計

第11条 本会の経費は会費、その他の収入及び寄付によってまかなわれる。会費は一世帯につき月額350円とする。

第12条 本会の経理は総会で議決された予算に基づいて行なわれる。

第13条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 機 関

第15条 本会に次の機関をおく。
総会・運営委員会・役員会
学年委員会・専門部会

第16条 総会は本会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第17条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 役員の選出
2. 年度決算の承認
3. 年度予算の議決
4. 会則の改正
5. その他重要事項の審議ならびに議決

第18条 総会は定期総会と臨時総会のふたつとし、会長がこれを召集する。

1. 定期総会は原則として、毎年4月に開く。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開く。

- 第19条 総会は会員の4分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは議長が決する。但し、出席は委任状をもって代えることができる。
- 第20条 役員会は会長、副会長、書記、会計及び校長、教頭、をもって構成する。役員は総会、運営委員会等の招集、議案の提示、その他の本会の活動に必要と思われる事項について協議する。
- 第21条 学年委員会は学年委員長、副委員長の選出及び学年PTAの運営にあたる。
- 第22条 運営委員会は会長、副会長、会計、書記と各専門部長、学年委員長及び校長、教頭、教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき一般の会務及び緊急事項について協議する。
- 第23条 運営委員会は次の専門部を設け、必要に応じて特別委員会を設けることができる。
1. 広報部
会報の発行、その他の広報活動。
 2. 厚生体育部
体育祭参加・協力、バレーボール大会等レクリエーション。学校内の設備の充実改善に関する事。
 3. 校外生活部
生徒の校外指導、地区懇談会の推進。
- ※ 専門部会は各学級委員で構成される。但し、校外生活部は各支部より選出された支部長、副支部長で構成される。
- 第24条 校外生活部に次の支部をおく。
酒井根1、酒井根2、酒井根3、東山・西山、光ヶ丘、中原、南増尾の各支部。
1. 支部は支部の全会員で組織し、支部長、副支部長の選出及び本会の目的達成に必用な活動を行なう。
 2. 支部相互の連携を蜜にするために支部長、副支部長会を設け代表者を互選する。
- 第25条 運営委員会は毎月1回以上開催し、専門部会は必要に応じて開く。

第8章 附 則

- 第26条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。
- 第27条 この会則は総会の出席者3分の2以上の同意がなければ改正することができない。
- 第28条 この会則は昭和53年4月1日より実施する。
- ※ 昭和58年4月30日 第24条「南増尾」挿入。

- ※ 昭和60年4月20日 第24条「公団1・公団2・公団3」を「光ヶ丘公団」と改正する。
- ※ 昭和61年4月19日 第23条、第24条の「校外指導部」を「校外生活部」と改正する。第23条、第24条の「支部長」の次に「副支部長」を挿入。「わらびが丘」を削除。
- ※ 昭和63年4月16日 会則第9条に基づくPTA役員選出に関する細則の第2条を改正する。第3条以下については「指名委員」を「推薦委員」と改正する。
- ※ 平成5年4月17日 第24条「南増尾」を「南増尾1、南増尾2」と改正する。
- ※ 平成5年4月17日 第2条、第5条「父母」を「保護者」と改正する。
- ※ 平成8年4月20日 第11条「会費、月額200円」を「会費、月額250円」と改正する。
- ※ 平成8年4月20日 第24条「南増尾1、南増尾2」を「南増尾」に改正し、「青葉台」を挿入。
- ※ 平成12年5月1日 第24条「酒井根1、酒井根2」の一部の地区の住居表示を変更する。
- ※ 平成17年4月22日 第11条「会費、月額250円」を「会費、月額350円」と改正する。
- ※ 平成18年4月21日 PTA役員選出に関する細則 第2条「推薦委員会は各学年より2名、運営委員から3名」を「運営委員会の本部役員より2名、学年部長、各専門部長より7名」と改正する。
- ※ 平成26年4月18日 第24条「酒井根東」と「松野台」を統合し「酒井根3」と改正する。また、酒井根2、西山の境界を変更する。
- ※ 平成29年4月21日 第24条「光ヶ丘公団」を「光ヶ丘団地」と改正する。また、「光ヶ丘団地」の住居表示及び境界を変更する。
- ※ 平成30年1月13日 第23条「文化部」を削除し役員選出に関する細則（第2条）を改正する。
- ※ 令和2年4月1日 第24条「酒井根2」に青葉台2丁目を統合する。「南増尾」に青葉台1丁目を統合する。また、「東山」「西山」「光ヶ丘中部」「光ヶ丘団地」の境界を変更し、「東山・西山」「光ヶ丘」と改正する。

- 第29条 昭和62年4月16日 会員に関する慶弔の細則を定める。会員の慶弔については細則に基づいて実施する。
- ※ 平成3年4月6日 会員に関する慶弔の細則を改正する。
- ※ 平成15年4月18日 会員に関する慶弔の細則を改正する。
- ※ 平成16年4月26日 生徒活動奨励費の

運用についての内規を改正する。

- ※ 令和2年4月24日 会員に関する慶弔の細則を改正する。

細則 および 内規

PTA役員選出に関する細則

- 第1条 この細則はPTA会則9条に基づき、PTA役員の選出について必要な事項を定める。
- 役員の選出については推薦委員会を設ける。推薦委員会は運営委員会の本部役員から2名、学年部長、各専門部長より6名、学校側より1名、計9名で構成する。
- 第2条 推薦委員会は推薦委員の互選により正副委員長各1名を選出する。
- 第3条 推薦委員会は次のことを行なう。
1. 会員から推薦された役員候補者または役員として適任者を選挙する。
 2. 役員候補者を総会に先立って運営委員会に報告し、全会員に通知する。
 3. 候補者について総会に提案する。
 4. 推薦委員が役員候補者に推薦された場合は、運営委員会にはかり、その任務を解き新たに推薦委員を充足することができる。
- 第5条 推薦委員の任期は委員会の結成されたときから、総会において新役員が選出されるまでとする。

PTA会員に関する慶弔の細則

- 1 教職員の慶弔
- (1) 本人及び配偶者・親・子の不幸
5,000円
 - (2) 本人の2週間以上の入院
5,000円
- 2 PTA会員及び生徒の慶弔
- (1) 生徒の不幸 10,000円
(花輪も添える)
 - (2) PTA会員の不幸 5,000円
 - (3) 生徒の2週間以上の入院
5,000円
- 3 教職員の転出に際しての餞別
- (1) 花束または記念品
- 4 その他
- (1) 災害や特別の事情が発生した場合は、運営委員会の決議によって処理する。また緊急の場合は役員で処理し運営委員会に報告する。

- (2) 慶弔に関する返礼は行わない事にする。
- (3) 慶弔に対する学年、学級単位での金品の贈与は当該学年、学級で検討する。
- (4) 運営委員会の承認を得られれば、この限りではない。

生徒活動奨励費の運用についての内規

- 第1条 (内規の目的)
- この内規は生徒活動のうち、生徒活動奨励費をもって助成する対象及びその助成の内容について必要事項を定める。
- 第2条 (助成の対象となる活動)
- (1) 小・中体連等の主催する県大会以上の大会に助成を行なう。
 - (2) 総合的学習に関する助成を行なう。
- 第3条 (助成の対象者)
- 生徒活動奨励費をもって助成する対象人数は、主催団体が提出要求する補欠も含めた1チームの登録人数とする。但し、個人の場合は出場者当人のみ、吹奏楽、合唱等は出場者全員とする。
- 第4条 (助成の内容)
- (1) 生徒活動奨励費をもって助成する内容は、大会費全額、交通費、宿泊費等の総額の2分の1とする。但し、特別な場合は運営委員会の議を経て決定する。
 - (2) 総合的学習についての助成金は学校との話し合いにより決定する。

- 第5条 (支給の原則)
- 県大会・関東大会以上の大会は、大会終了後所定の手続きに基づき請求する。但し、特別な場合はこの限りではない。

- 第6条 (生徒活動奨励費残高の積み立て)
- 生徒活動奨励費による助成の対象となる大会への出場は年度により異なり、予算を上回る支出となることも予想される。このため、当該勘定科目に残高の出た年度にあつては、これを別途積み立て次年度以降の生徒活動奨励費の補充にあてるものとする。尚、本積立金の支出に当たっては運営委員会の議を経て会長が行なう。

『PTA団体総合補償制度』について

1. 制度の内容

父母、教師、児童生徒がPTA行事参加中にケガをした場合に見舞金を給付する「傷害見舞金」とPTA行事中に法律上の損害賠償責任を負った場合に見舞金を給付する「賠償見舞金」をセットにしたものです。

2. 対象となる主な事故

☆ 傷害見舞金

PTAの管理下（集合から解散まで）および往復途上において父母会員、教師会員および児童生徒が急激、偶然、外来の事故（細菌性食中毒を含む）により身体に傷害を被った場合に見舞金を給付します。

☆ 賠償見舞金

PTA管理下において生じた次の事故につき、PTAが法律上その損害を補償しなければならない場合に、それによって被る損害について見舞金を給付します。

◇ 活動中に他人にケガをさせたり死亡させたり、他人の財物を壊したとき（活動危険）

◇ 第三者から借用したスポーツ用具その他の財物を行事中に壊したり紛失したり盗まれたとき（保管物危険）

3. 見舞金の種類と金額 ※保険料は1会員あたり年額89円（令和4年度）

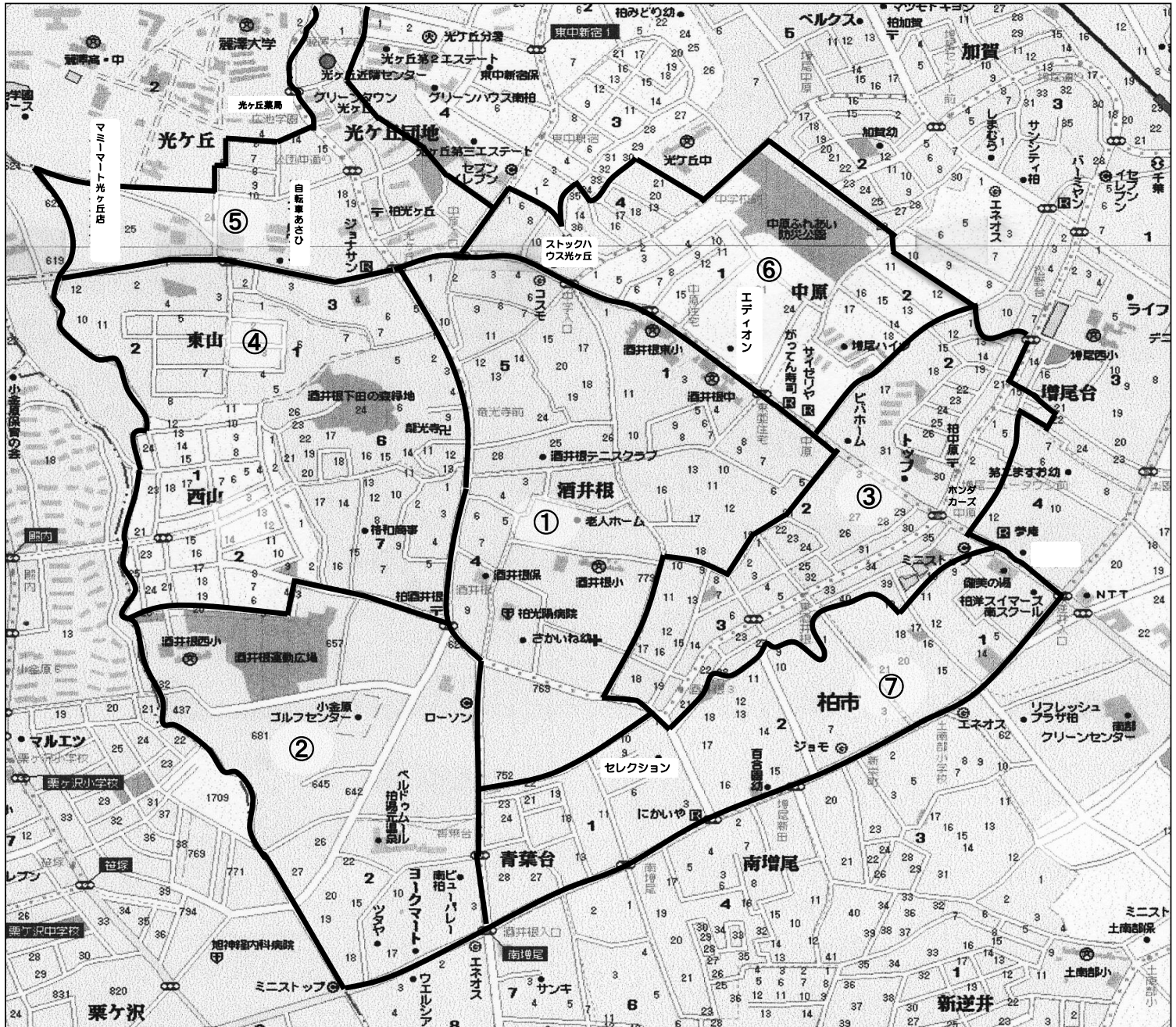
傷害見舞金（保険金額、入院日額は1名あたり）					
死亡・後遺傷害	2 3 5万円	入 院	3, 0 0 0円	通 院	1, 5 0 0円
賠 償見舞金	支 払 い 限 度 額			自 己 負 担 額	
活 動 危 険	対人 1名につき	5, 0 0 0万円		1, 0 0 0円	
	1事故につき	3億円			
	対物 1事故につき	5 0 0万円		1, 0 0 0円	
保 管 物 危 険	対物 1事故につき	1 0万円		5, 0 0 0円	
	支払対象期間通算	1, 0 0 0万円			

令和4年度 支部名と住居表示

酒井根中PTA校外生活部

	支 部 名	略 記	住 居 表 示
①	酒 井 根 1	酒1	酒井根 一丁目 〃 二丁目 (19~40, モアステージを除く) 〃 四丁目 〃 五丁目 〃 51~75, 358~417, 752~799
②	酒 井 根 2	酒2	酒井根 429~597, 623~689 青葉台 二丁目
③	酒 井 根 3	酒3	酒井根 二丁目 19~40 〃 二丁目 3-1(モアステージ) 〃 三丁目 増尾台 二丁目 8, 9, 11~31 〃 三丁目 15, 21 〃 四丁目 1~5, 12
④	東 山 ・ 西 山	東西	東山 一丁目 〃 二丁目 光ヶ丘 三丁目 1, 2 西山 一丁目 〃 二丁目 酒井根 六丁目 〃 七丁目
⑤	光 ケ 丘	光	光ヶ丘団地 三丁目 〃 四丁目 〃 五丁目 光ヶ丘 二丁目 3~25
⑥	中 原	中原	中原 一丁目 〃 二丁目 11~22 光ヶ丘 四丁目 18~19 (23-1を除く) 加賀 二丁目 29-1~4
⑦	南 増 尾	南増	南増尾 一丁目 1~21 〃 二丁目 青葉台 一丁目

柏市立酒井根中学校支部割図



令和元年10月改訂

①	酒井根1	⑤	光ヶ丘
②	酒井根2	⑥	中原
③	酒井根3	⑦	南増尾
④	東山・西山		